

令和 7 年 7 月 10 日 (木)

令和 7 年河南町議会 7 月臨時會議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和7年河南町議会7月臨時會議会議録

年 月 日 令和7年7月10日（木）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	佐々木	希 絵	2番	藤 野	裕 子
3番	高 田	伸 也	4番	ポーピ	三 恵
5番	藤 井	祥 代	6番	河 合	英 紀
7番	中 川	博	8番	大 門	晶 子
9番	力 武	清	10番	浅 岡	正 広

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 昌 吾
副 町 長	江 島 芳 孝
教 育 長	中 川 修
防 災 監	谷 道 広
政 策 総 務 部 長	多 村 美 紀
政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長	中 海 幹 男
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長	渡 辺 慶 啓
まち創造部 長	安 井 啓 悅
まち創造部 理事	久保田 篤
政策総務部副理事（秘書広報官）	森 口 龍 也
政策総務部副理事兼自治防災課長	藤 木 幹 史
政策総務部副理事兼選舉管理委員会事務局長	田 中 啓 之
政策総務部副理事兼人事財政課長	後 藤 利 彦
政策総務部副理事兼契約検査室長	岩 根 有津佐
政策総務部副理事兼まち創造部副理事	金 道 純 一
すこやか生活部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	中 筋 美 枝
すこやか生活部保険年金課長	桶 本 和 正
すこやか生活部副理事兼税務課長	辻 元 哲 夫

すこやか生活部高齢障がい福祉課長 安 達 信 介
すこやか生活部健康づくり推進課長 山 田 恵
まち創造部地域整備課長 藤 本 雄 介
まち創造部副理事兼農林商工観光課長付農業委員会事務局長
まち創造部副理事兼都市環境課長 森 弘 樹
(出 納 室) 池 添 謙 司
会計管理者兼出納室長 北 野 朋 子
(教育委員会事務局)
教・育 部 長 和 田 信 一
教・育 部 教育課長 藤 井 康 裕
教・育 部副理事兼こども1ばん課長 渡 辺 恵 子
教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長
教・育 部学校給食センター所長 木 矢 哲 也
議会事務局職員出席者 浅 井 明 郎
理 事 兼 事 務 局 長 大 門 晃
課長補佐兼庶務係長 吉 田 高 朋
会議録署名議員
2番 藤 野 裕 子
3番 高 田 伸 也
議 事 日 程 別紙のとおり
本日の会議に付した事件
日程第1から第6まで

令和7年河南町議会7月臨時会議

令和7年7月10日（木）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	8
日程第4	議案第5号 河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 の制定について	12
日程第5	議案第6号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第2号）	18
日程第6	議案第7号 町有3施設 除却工事の工事請負契約について	23

~~~~~

## 議事の経過

~~~~~

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和7年河南町議会7月臨時会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

本臨時会議に対する説明員の通知及び過日行われました議会運営委員会の審議結果、会議日程、議事日程、監査結果の報告、令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会の報告資料は、タブレット704、令和7年7月10日7月臨時会議のフォルダに送信しています。ご確認ください。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、2番 藤野議員、3番 高田議員を指名します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

7月7日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本臨時会議の会議期間については本日1日にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間については本日1日と決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで、令和7年河南町議会7月臨時会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありま

したので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和7年河南町議会7月臨時会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。会議に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

この週末ですけれども、13日の日曜日にぶくぶくサンデーコンサートを開催する予定でございます。これは大阪芸術大学との共催事業ということでございます。町立中学校の吹奏楽部とのコラボも予定されておりますので、議員の皆様方には是非ご鑑賞いただければと思います。

その際、今、万博にこども招待事業、町独自でやっているんですけれども、万博サポートデスクを開設する予定で今進めております。正午から開設して、たくさんの子供たちに万博に行っていただけたらと思います。ただ、万博の申請率が2割を切っているという状況でございますので、そういうことがありますよということを、また議員の皆様もお知らせいただけたらありがたいなと思っております。少しPR不足か分かりませんけれども、申請率が2割を切っているという状況でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、本日の臨時会議にご提案申し上げます案件ですけれども、条例が1件、予算が1件、その他、契約でございますけれども1件でございます。

まず、条例案件でございますが、議案第5号 河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されたことによりまして、本町の選挙においても、関係事務に関する報酬について所要の改正を行うものでございます。

予算でございますが、議案第6号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第2号）でございます。令和7年6月に内示がありました地方創生臨時交付金につきまして、地域通貨推進事業を実施するための費用を計上させていただくほか、先ほどの議案第5号で申し上げました条例を改正することに伴います費用を、今回補正予算で計上させていただくものでございます。

その他、契約案件でございますが、議案第7号 町有3施設 除却工事の工事請負契約についてでございます。令和7年6月25日に入札を執行いたしまして、7月2日に仮契約を締結いたしております町有3施設除却工事の工事請負契約について、議会の議決を求めるもの

でございます。

詳細につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げ、ご可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、タブレットの臨時会議資料に送信しています。

監査委員から令和7年5月分の例月出納検査の結果報告がありました。いずれも適正に処理されていたという内容でした。監査委員、議会選出監査委員である大門議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会の報告を求めます。

高田議員。

○3番（高田伸也）（登壇）

去る6月6日に開催されました令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会の報告をいたします。

議会の日程は19件、提案内容については、報告案件6件、財産の取得3件、人事案件1件、条例改正案件4件の14件が提案されました。

簡単にご説明したいと思いますが、まずは、日程第1 議会運営委員会の委員長報告については、5月23日と6月6日に委員会が開催され、その結果については、藤井寺市選出の片山委員長のほうから定例会の運営等についての報告がされました。

日程第2については会議録の署名議員の指名でありまして、続く日程第3の議案第1号、これは選挙の第1号になりますけれども、議長の選挙につきましては、指名推選によりまして新たに富田林市選出の辰巳真司議員が議長に選出されました。

次に、日程第5 報告第3号になりますが、損害賠償の額の決定について専決処分した4件の報告がありました。

一部ご紹介いたしますが、1件目については、令和6年12月に救急搬送中に傷病者を救急車に入れたわけですが、その振動で固定ベルトが外れて、その際に左の側頭部を負傷したと

ということで、病院等の治療費として1万6,417円、これが損害賠償保険によって全額補填されたという事案がありました。

2件目につきましては、これは令和7年1月に救急搬送中に2人で搬送している際に、後ろのほうにあったライトに気づかず接触して破損させた、結構高額なライトでありまして、11万2,750円が損害賠償責任保険から全額補填されたというふうな事例がございました。

次に、日程第6 報告第4号ですが、職員の給与に関する条例の一部改正についてと、この専決処分の報告がございました。1つは給与表の見直し、2点目は地域手当の改正、3点目はその他の手当の改正ということでございました。

次に、日程第7 報告第5号は、職員の退職手当に関する条例の一部改正についてと、この専決処分の報告があり、これも全会一致で承認され、続く日程第8 報告第6号 職員の育児休業に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これについても専決処分の報告があって、全会一致で承認をされました。

続く日程第6 報告第7号でございますが、令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）になりますが、専決処分の報告があり、全会一致で承認されましたが、この補正されました内容につきましては、藤井寺分署に配置しております消防ポンプ自動車の修繕・交換予定でしたが、年度内に完了しないことから、次年度に279万円等を繰り越したというものがありました。

次に、日程第10 報告第8号ですが、令和6年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書について報告がございました。繰り越しました事業は、3台の消防自動車更新事業と、先ほど補正で述べました消防ポンプ自動車の交換というものであります。翌年度繰り越した総額につきましては3億3,947万6千円であったということです。

次に、日程第11 議案第7号 災害対策用ポンプ自動車、この財産取得について、全会一致でこれも可決されました。これは現在、柏原分署に配置しています車両の更新で、取得金額は5,247万円ということありました。

次に、日程第12 議案第8号は、災害対策特殊救急自動車及び高度救命処置用の機材、この財産の取得であります、これも全会一致で可決されました。現在、羽曳野出張所及び河内長野消防署に配置しています災害対策の特殊救急自動車2台分の車両及び資機材の更新であり、取得金額は6,930万円ということありました。

次に、日程第13 議案第9号 情報化システム一式の財産の取得について、これも全会一致で可決されました。これにつきましては、情報化システムの更新計画に基づいてパソコ

ン80台を更新するというものでありまして、ペーパーレス化の推進を図るという目的がござりますが、これはリースによる5年間長期契約でありまして、取得金額は消費税込みの月額47万4,100円、総額は2,844万6千円ということでありました。

次に、日程第15 議案第10号になりますが、大阪南消防組合監査委員の選任ということで、つきましては、植田氏が全会一致で同意されたということでございました。

日程第15 議案第11号 職員の給与に対する条例の一部改正につきましては、全会一致で可決されました。

次に、日程第16 議案第12号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についても全会一致で可決されました。この改正につきましては、職員が執行猶予つきの拘禁刑以上の刑が確定した場合であっても、特に必要と認められる場合は失職をしないということを確認をするというものがありました。

次に、日程第17 議案第13号 職員の旅費に対する条例の全部改正については、全会一致で可決をされました。

次に、日程第18 議案第14号 大阪南消防組合条例の用字、用語等の整理に対する条例の制定については、これも全会一致で可決をされたというところです。

最後でございますが、日程第19 一般質問がありまして、まず1件目は、林野火災についての質問がありました。年間を通じて管内で林野火災の発生件数及びその発生時期等についての質問があったわけですが、管内での林野火災の発生件数は令和6年4月から2件程度発生しているということでありましたが、ニュースで流れているような大規模な林野火災ではなく、1件目は令和7年1月、河内長野市で、もう一件は令和7年2月、富田林市で焼損したという事案でしたが、あくまで小規模で100平米等の焼失ということがありました。

この対策といたしましては、令和3年に山林パトロールを行ったり、ヘリコプターでの予防広報、さらに有事の際の対応として、ミキサー車やタンクローリー車を所有している民間事業者と、災害時における消防用水の供給支援に対する協定を締結するという話がありました。

2件目については救急搬送、これにつきましては、救急現場に到着後、病院へ搬送しない、いわゆる不搬送事案は年間どれぐらいあるのかと、また、搬送しない病院に対して搬送できないという判断についてはどのようなものであるか、また、救急車の有料化に対する大阪南消防組合としての見解を聞きたいという質問に対して回答がありましたが、まず、救急現場への到着後、病院へ搬送しない不搬送事案、この案件につきましては、令和6年度は全救急

出場件数3万2,887件中4,456件ということありました。

また、救急隊が病院へ搬送しない根拠、理由というものは死亡判断に委ねるものは非常に多いんですが、それ以外にも、先ほど全不搬送件数4,456件中538件が、言わば死亡等によって搬送できなかつたということでありましたが、この中で理由で一番多いのは、それ以外にも容体の変更、回復でありますとか、患者自身の家族が辞退を申し入れた、拒否をしたというようなことがあって不搬送であったということがありました。

また、救急車の有料化につきましては、本当に重症な人が利用をためらう要請控えや、有料化による様々なトラブルが起きる、そういうような課題もあることから、慎重に検討したいというようなものがありました。

その他につきましては、一般質問の中に、危険なガスが感知されない理由はどういうことかというものでありますと、大阪・関西万博の職員の派遣について等の質問がありました。

その後、定例会が閉会となりました。

なお、参考資料として、議長のほうからもご案内がありましたが、タブレットのほうに大阪南消防局の消防広域化の効果の最新版を添付しておりますので、改めてこちらもご覧いただきたいと思います。

令和7年度第2回大阪南消防組合議会定例会の結果報告については以上となります。

○議長（浅岡正広）

令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会の報告が終わりました。高田議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

ここで、議長より報告を行います。

大阪広域水道企業団議会議員としてお世話をおかげしておりました大門議員におかれましては、令和7年6月30日をもって任期満了に伴う辞職が認められましたので、ここで報告しておきます。大門議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第4 議案第5号 河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6 議案第7号 町有3施設 除却工事の工事請負契約についてまでの3件を、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、本会議において全体審議する

ことに異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上3件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第4 議案第5号 河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは706、令和7年7月4日議案送付、7月臨時議案一式の01、令和7年河南町議会7月臨時会議資料4ページをお開きください。

それでは、説明させていただきます。

議案第5号

河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年7月10日提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由でございますが、令和7年6月4日に国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されました。この改正では、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたほか、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額が改定されました。これらの改定に伴い、本町における選挙関係における報酬単価についても、法に基づき引上げを行うものでございます。

それでは、めくっていただきまして、5ページでございます。

令和7年河南町条例第 号

河南町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表をもってご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

別表の改正でございます。

選挙長は1回1万円以内を1万2,200円以内に、投票管理者は1回1万2千円以内を1万4,500円以内に、投票立会人は1回1万2千円以内を1万2,400円以内に、期日前投票管理者は1回1万500円以内を1万2,800円以内に、期日前投票立会人は1回1万500円以内を1万900円以内に、開票管理者は1回1万円以内を1万2,200円以内に、開票立会人及び選挙立会人は1回8,500円以内を1万100円以内と改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の適用につきましては、今回の参議院議員通常選挙から適用すべく、令和7年7月3日から適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいんですけども、今説明いただいた根拠は法改正によるものというような根拠だったと思うんですけども、まず、この報酬改正なんですけれども、一律の報酬改正なのかどうか、例えば市町村による違いはあるのかどうかというのが1点、それと、新旧対照表のところを見ていただいても分かると思う、5ページもそうなんですけれども、金額の次、「以内」と書かれているんですけども、これは例えば選挙長は1万2,200円以内ということなんですけれども、河南町としては幾らになるんですか。これは1万2,200円になるんですか。「以内」というのはどういうことか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、改定は国基準で一律でございます。市町村関係なく金額が定められています。

先ほど、「以内」での表現でございますけれども、結構選挙の関わっていただく時間が投票立会人等は長いので、時間を定めて3時間とかいう場合もございます。それは時間で割つて出してしておりますので、この金額が一番最高額として、それで時間で出している場合もございますので、そのような表現にさせていただいております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

ありがとうございます。ということは、時間給ということは時間割によって金額が変わることでいいわけですよね。例えば1万2,200円が最高で、例えば3時間で終わったら金額がもう少し減るというようなことになるわけですか。分かりました。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今、多村部長は、国で基準を決めていて市町村一律でやっているということなんですね。別に各自治体がその基準を見て高くするのか、下げるのか、そのままかというのが選べると思うんですけども、今回、法改正の理由が、先ほどもおっしゃっていただいたように、選挙の執行状況を考慮した。これ調べてみたら従事者の確保が難しくなっているであるとか、誤集計が最近全国的に増えているというところやったり、マイナンバーを確認しなあんくなっているところがあるというようなところで、物価の変動は物価高というところやと思うんですけども。

この理由を踏まえて河南町が上げると判断したのであれば、物価高って町で決めている全ての職に関わってくると思うんです。この選挙だけじゃないじゃないですか。となったら民生委員さんであるとか区長さんであるとか保育士さんであるとか、そういうところにも関わってくるんですけども、そこは上げていくとかいうつもりがあるのか。ないんであれば、

何でこっちは物価高が関係するのに、こっちは物価高が関係しないと判断しているのか何なのかをお教えください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

今回、国の改正でそのような理由も含まれておりますけれども、今、費用弁償報酬条例の別表を見ていただいたら、ほかの委員さんのいろいろな報酬の金額も出ているので、そのようなご質問があるかと思いますけれども、ほかの委員さんにつきましては、今後、他団体とか、また町の財政状況とともに鑑みながら考えていきたいというふうには思っております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

そうやと思うんですよ。財政状況を見ながら考えないといけない中で、ここは上げると判断した。だから、そこに格差があるというのを町が判断したわけですよね、今回これを上げると国から基準が示されたという経緯はあれど。なので、そこに格差をつけるということ自体が仕事の内容を軽視しているのか、時間を軽視しているのか何だか分からぬけれども、格差があってはいけないと思うんですね、理由が物価高も入っているのであれば。なのでそこが、じゃ何で格差をつけるんですか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、仕事の内容もそれぞれ違ってはまいります。国の選挙、この選挙の事務に関わる方、非常に時間が長うございます。片や委員報酬7千円とか今は設定されておりますけれども、時間でいったら1日拘束される委員報酬もあれば、中にはもう本当に1時間程度ご出席いただく場合の委員の限りもあります。でも、その辺も全体的なところも考えながら、またちょっと検討は必要かとは思っております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ごめんなさい、成り手不足というのが、この選挙執行状況を考慮したという法改正の理由

の一つに見たらあったんですけども、各委員だけじゃなくて区長さんとか民生委員さんとか、本当に大変な仕事で成り手不足というところがあるので、やっぱりそこもしっかりと上げていってあげてほしいなというところで終わっておきます。

○議長（浅岡正広）

要望ですね。

○1番（佐々木希絵）

はい。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○9番（力武清）

今、参議院の期日前投票をやられていますけれども、8時半から8時までがその時間やと思うんですけども、今、部長答弁で、長時間の拘束をされるわけですよね、12時間ぐらい。今3人立会人がいてはると思うんですけども、この立会人さんは1日拘束なのか、途中で交代してはるのか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

今、管理者1名と立会人2名で期日前投票を行っております。管理者のほうは選挙管理委員会の委員の皆様で、交代で1日勤務していただいておりますけれども、立会人の方は朝8時半から2時ぐらいで交代という形で、前半、後半という形でさせていただいております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

それにしても、やっぱり1日というか6時間、5時間半拘束されるわけですよね。僕は、報酬の改定については異論はないんですけども、その立会人さんに、開票立会人もそうなんですけれども、長時間の拘束の中でお茶の一本でも出して、身体の疲労を少しでも和らげたらいいと思うんですけども、そのあたりの考えはないですか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この暑いさなかでございますので、適宜お茶、休息等は取っていただいているつもりでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武 清）

もう一つは、開票人で、職員さんも同じように、開票は午後10時ぐらいから始まりますけれども、比例代表の選挙なんていうのは物すごく複雑な選挙制度なんで、個人名と政党名と書くようになってますけれども、個人名の比例というのは物すごい量の人が立候補されていますので、複雑というか時間がかかるてしまうんですよね。そういう際に、やっぱり立会人の、また選挙管理委員会に委託された職員さんの、ずっとそれを持っておかないとあかんというような状態ですので、その職員さんの身体の疲労等を和らげるためにも、そういう飲物の配置なりすべきじゃないかなと思うんですけども、考えを示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

比例というか、開票につきましては非常に緊張感を持って行っております。場所等もむやみに出入りすることなくやっております。水分補給はちょっと端のほうでさせていただくこともあるかとは思いますけれども、できるだけ投票用紙を、大事なものですので汚したりすることも考えられますので、そういうふうなお茶等の配給等は行わない方向で進めたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第6号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは引き続き10ページをお開きください。

提案理由の説明をさせていただきます。

議案第6号

令和7年度河南町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度河南町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ834万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,546万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月10日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、11ページです。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金824万4千円の追加。

(款) 府支出金、(項) 委託金10万5千円の追加。

歳入合計で834万9千円の追加、補正後予算額を76億5,546万5千円とするものでございます。

めくっていただきまして、12ページ、歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 選挙費10万5千円の追加。

(款) 商工費、(項) 商工費824万4千円の追加。

歳出合計で834万9千円の追加、補正後予算額を76億5,546万5千円とするものでございます。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。

めくっていただきまして、13ページと14ページは総括となっておりますので、15ページの歳入の補正から説明させていただきます。

まず、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金ですが、地方創生臨時交付金で824万4千円の追加であります。こちらは、国の一般会計予備費の使用に係る閣議決定により、物価高騰対応のための地方創生臨時交付金の増額があり、交付限度額として内示をいただいた額を追加しております。歳出の地域通貨推進事業の拡充経費の財源としております。

続きまして、(款) 府支出金、(項) 委託金、(目) 総務費委託金ですが、参議院議員通常選挙事務委託金で10万5千円の追加でございます。こちらは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を受け、投票管理者や投票立会人等の報酬の増額分について、歳出予算に併せて追加しております。

歳入は以上になります。

めくっていただきまして、16ページでございます。

歳出予算について説明させていただきます。

まず、(款) 総務費、(項) 選挙費、(目) 参議院議員通常選挙費、(節) 報酬で10万5千円の追加でございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を受け、報酬及び費用弁償条例の一部改正を行い、この条例改正の内容に合わせ、投票管理者等の報酬額を増額しているものです。

補正予算の内容ですが、投票管理者報酬で1万3千円の追加、投票立会人報酬で4千円の追加、開票管理者報酬で3千円の追加、開票立会人報酬で3万2千円の追加、期日前投票管理者報酬で3万9千円の追加、期日前立会人報酬で1万4千円の追加で、報酬合計10万5千

円の追加でございます。

次に、（款）商工費、（項）商工費、（目）商工業振興費、（節）委託料、地域通貨推進事業委託料で824万4千円の追加でございます。こちらは、歳入で補正しています地方創生臨時交付金をカナちゃんコインのポイント還元キャンペーンの拡充経費に活用させていただくべく、補助金交付限度額内示を受けました額と同額を追加させていただいております。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

まず、歳入のところなんですけれども、今説明いただいたんですけれども、前にもちよつと指摘したことあると思うんです。今回の交付金ですけれども、今回の交付金の名称は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、略して重点支援地方交付金というように略し方があると思うんですね。これは前にも指摘しましたけれども、以前ありましたコロナのときですけれども、コロナのときの交付金の名称は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、この略が地方創生臨時交付金という文言で略していると思うんですね。どちらも地方交付金なんですけれども、その意味合いが若干変わってきたんで、今回は重点支援地方交付金ということで略していると思います。

以前も私、これを指摘して、このように略したほうがいいんじゃないかと指摘したと思うんですけども、いまだにそういうように説明を続けられている理由ですね。我々議員のそういうアドバイス的なことはもう全く関係ないということでしょうか、どうかというのをお聞きしたいのと、それと、その交付金を使っての次のページですけれども、カナちゃんコインの拡充ということなんですけれども、例えば年間カナちゃんコインの計画があると思うんですね。春先と夏、秋にかけて、そして冬ということで、3回ということで大体聞いているんですけども、今回の交付金の拡充により、拡充というのは金額の拡充をされようとしているのか、それとも回数の拡充というのを考えられているのか、まだ計画途中かも分からないんですけども、方向性だけ分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

交付金の名称のほうでございますけれども、以前もご指摘はいただいておりますけれども、ずっとこの名称でというわけでございませんで、今回が変わっているわけではございません。創生臨時交付金でずっと合わせていきたいというふうには考えております。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

カナちゃんコインのイベントの件で、年3回ということで現在のほうは考えてございまして、この6月でカナちゃんコインの第13弾のほうのイベントを行いまして、この金額の内容と、あと夏のほう、また実施したいと考えていて、夏から秋にかけてもう一回と、こういった結果を踏まえて、冬のほうでもう一度内容については精査して、どれぐらいのものができるかというのを検討してまいりたいと考えています。今のところ年3回ということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます、安井部長。

そしたら、年間3回というのは、回数は今のままということの計画で、内容の充実ということを考えていきたいというような方向性ということで理解していいわけですかね。

それと、多村部長の先ほどの話なんですけれども、私は説明を詳しく今回はさせていただいたつもりなんですよ。以前あった新型コロナ感染症対応地方創生交付金の略は、今おっしゃられたように地方創生臨時交付金でされていたと思うんです。それから今は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、同じような地方交付金なんですが、その差というか違いを出すために略しているのが重点支援地方交付金ということで、略しておられると思うんです。そのアドバイスというか、それをこの前言わせていただいて、どちらも地方創生臨時交付金には違いないんですけども、新型コロナ対応の交付金があって、今回は物価

高騰の対応重点支援交付金というのがあるんで、ですから名称の略し方がちょっと違うんですけど、それを統一するということはちょっとおかしいん違うかということで再度指摘させていただきますので、回答をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

議員仰せのとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というところで、国のはうは、今は重点支援地方交付金と言うというふうにはご指摘ありますけれども、ここを地方創生臨時交付金という形で統一していきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

いや、なぜそれをそんなに固守するのかというのは分からぬんですよ。それが正しかつたらあれなんですけれども、議員の指摘というのは全然そういう考慮も何もない。例えば今、私が説明したように、昔は新型コロナの対応がありましたから地方創生臨時交付金なんですけれども、それを経過して、そして今は物価高対応の高騰ということを中心にして置いているんで、略し方がちょっと変わっているということで政府のはうもやっているわけなんですね。それをかたくなに、なぜするのかという理由が分からぬんですよ。別に私が言っているように、重点支援地方交付金というように説明したほうが分かりやすいんじゃないかなと思うんですけれども、お願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○政策総務部副理事兼人事財政課長（後藤利彦）

ちょっと答えになるか分かりませんけれども、確かに議員仰せのとおり、新型コロナウイルス感染症が発生したときにも同じように地方創生臨時交付金というのが、多分そこで一番最初に始まって、国のはうから下りてきたような交付金やったというふうに記憶しております。以降、我々のはうも、ここもう令和3年度とかそれ以降、ずっと予算のはうを組ませていただきまして、新型コロナの臨時交付金が始まった当初も予算計上科目上は地方創生臨時交付金で通してきたつもりでございます。

その中で、今回国のはうの予備費使用に伴ってできた交付金の名称というのが、議員仰せ

のとおり物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、略して重点支援交付金、これはもう仰せのとおりやと思っております。ですけれども、うちの予算書あるいは決算書に出てくる予算科目上は、従前から地方創生臨時交付金という格好で通ってきております。今回の重点支援交付金につきましても地方創生臨時交付金の一種であることには変わりはないと思いますので、そこは予算科目、決算科目上の名称としてはこの1点で通させていただきたいなというふうなことで、ご理解いただきたいと思っています。すみません。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第6 議案第7号 町有3施設 除却工事の工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

続きまして、タブレットのほうは17ページをお開きください。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第7号

町有3施設 除却工事の工事請負契約について

工事請負契約を下記のとおり締結するため、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年7月10日提出

河南町長 森田昌吾

記

- 1 契約の目的 町有3施設 除却工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金5,931万2千円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目5番8号
瓦町スクエアビル8F A
株式会社ストーン
代表取締役 石井 良知

めくっていただきまして、18ページと19ページが資料となっております。

契約の概要について説明させていただきます。

契約の方法は一般競争入札で、令和7年6月10日に入札公告を行い、6月25日に開札いたしました。結果は、11者からの応札があり、その11者が最低制限価格と同額となりましたので、くじ用数字を使い抽せんを行い、落札候補者を決定し、その後、事後審査を得て、落札者と決定いたしました。入札結果は5,392万円で落札となり、消費税を加えまして、契約金額は5,931万2千円となります。落札率は89.5%でございます。7月2日に仮契約を締結いたしました。工期は河南町議会の議決を得た日から令和8年3月25日までとなっております。

次に、工事の主な内容でございますが、町有3施設の除却、解体撤去工事でございます。

町中心地区再編整備の一環として実施するもので、対象となる建物は、旧スポーツセンターは鉄筋コンクリート造り2階建て、昭和41年建築、旧中央保育園分室は、鉄骨造り2階建て、昭和61年建築、旧わかば作業所は鉄骨造り平家建て、昭和40年建築の計3施設の建物を除却、解体撤去するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜ります

ようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○7番（中川 博）

ちょっと私ばかりで申し訳ないんですけども、多村部長、ありがとうございます。

これを見ていただいたら分かるように、17ページで契約方法が一般競争入札と、そして18ページに11者の居住地が書かれておりまして、河南町の業者も2者入っておられます。そして19ページに入札記載金額ということで5,392万円ということで、先ほど説明ありましたように、最低制限価格ということで全てが最低制限価格での入札でございます。

そこでお聞きしたいんですけども、この一般競争入札ということは定義がありまして、定義は、不特定多数の事業者を公募し、最も有利、安価、金額的に一番安いところの条件を提示した事業者を選定する契約方式というのが、一般競争入札の定義であります。そして、一般競争入札では2種類あります、1つは最低価格落札方式と総合評価落札方式というのがあると思うんですけども、河南町はどちらを採用しているのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

河南町のほうは総合入札のほうではございません。

（「両方やっています」と呼ぶ者あり）

○政策総務部長（多村美紀）

すみません、河南町のほうは両方やっている場合がございます。

（「今回は」と呼ぶ者あり）

○政策総務部長（多村美紀）

すみません、もう一度訂正いたします。

総合評価を行う場合は額で幾ら以上の場合というふうに決定しております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ということは、今回は最低価格落札方式ということですね、金額的に5千幾らですので。そうなってきましたら、先ほど見ていただきましたように、19ページ、全ての事業者が最低制限価格ということで、今、初めに言いました一般競争入札の定義の中で最も有利、安価なそういう条件を示したところが選定するというような契約方式になっていないということなんですね。そうなってきましたら、例えば、先ほど申し上げました河南町の業者も2者入っておりますし、そういうことを考えたときに、やはり考慮しながら、例えば随意契約とかプロポーザルとかそういうのを利用しながら、金額で差別というか安価な有利な選定ができないわけですから、内容的に企業としてよりいい内容の業者を選定する方法を考えるべきじゃないかと思います。

その中で、先ほど申し上げました河南町の業者も2者入っているわけです。例えばこれから災害とかなったときに、そういう工事とか撤去とかいろんなことで町内で起こる可能性もあるわけです。そうなってきた場合、やはり町内の業者を、金額で差別できないわけですね、有利な企業を取れないわけですから。そうなってきましたら、そういうことも今後は入札の方式の中に取り入れて考えるべきじゃないかなと思います。今回の件に関しては別に反対するわけじゃありませんよ。ありませんけれども、誰でも全議員がそう思うんですよ。入札金額でいったらみんな同じで、最低制限価格で全部入札される。金額のそういう有利な部分は全部ないやないかと。そうなってきましたら、その企業の内容で、先ほど金額が大きなところはそういうような総合評価落札というのをやっていますと思いますけれども、そういうことで、何かそういう町にとってのプラス材料というか、やっていただきたいなと思いますので、ちょっとご見解を伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

いろいろな入札方法等もございますけれども、今回金額も大きいこともございまして、広く公告しながら入札を行うべき案件であったと考えております。皆さんが最低価格での応札であったというところでございますけれども、そこは一定公告から以降、応札までの期間で積算いただいて、この価格で応札いただいたというふうに判断しております。

あと、町内の業者を優先すべきではないかというご意見もございますけれども、そこは公平に、そのように一定皆さんと同じ額であった場合はくじを行うというふうに決めておりますので、公平に業者を選定させていただいたというところでございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川博）

これ誰が見てもおかしいと思いませんか。11者も入札、公募してやっていただいているわけで、金額はみんな同じで、最終的にどうやって決めるかというたら、今部長おっしゃられたように、くじ運だけなんですよ、結局。くじ運だけで決まるわけなんで、そうなってきたら河南町にとっての一般競争入札というのは、金額で少しでも有利なところというのが金額的な、そして総合的になれば、あるいはいろんな意味でそういう点数をつけて付加価値を見いだして入札するという方法だと思うんですね。今的方法を見たら、11者応募てきて金額が全て一緒、結局最終的にはくじで決まったというような、何らそういうメリットというのが河南町にとってはないと思いますし、これ質問になるかどうか分からぬんですけども、また今後検討していただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

この除却工事なんですけれども、交通広場の整備の一環で、一歩進んでいることですすごい喜ばしいことなんですけれども、工期が令和8年3月25日までということで、ちょうど河南中学校が近くにあって、受験シーズン、受験勉強シーズンと重なるんですけども、この除却工事中に騒音とか、そういった対策とかはちゃんとなされる予定なんでしょうか、お願ひします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

工事に行いましては、そういう防音シート等も配備しながら、例えばテスト中で英語のリスニングとか、そういう場合のときはできるだけ音を下げるとか、そういうところは協議しながら行っていきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

騒音のほうは対策していただけるということで、あと登下校のときにも、あそこを通る児童もいると思いますので、そういった誘導とかも含めて、全部この工事業者がちゃんと責任を持って見てくださるのか、それも確認させてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

当然歩行者、車等の交通整備には十分配慮しながら行っていく予定でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

安心・安全に工事を進めていただけるようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

河南町だけでは多分ないんですけども、全国的に入札をしたときに、やっぱりいろんな共通する問題点が出てきているんですね。河南町の工事の案件は全てくじ引で実質決まっていいると中川議員もさっきおっしゃっていたけれども、ほとんど運ゲーでやっているということで、やっぱり実績、今回は特に実績を求めるということもなく、出してもらったのは金額と、その金額がどうなっているのかという内訳書だけだったと聞いています。

その内訳書も項目は町が提案して、業者さんは数字を入れるだけということで、やっぱり中川議員おっしゃっていたみたいに、総合的に評価すべきやつたん違うかなと思います。くじ引だけになっているのも、過去にいろんなことがあったということでやっているんやけれども、もちろんああいう事件は起こらない設計にはなったけれども、別に住民の利益にだからといってなっているような設計ではないですよね。職員が責任回避しやすい、責任を問われにくい設計にはなっているけれども、住民の利益につながっているかといったら別にそうとは言えない。過去の反省でこの制度にするというのであれば、最低価格を全部出してしまってか、くじ引だけで全部決めてしまうというのをよしとせず、通報制度を整備するであるとか、情報漏えいの監視の強化という部分をやっていくというのも一つの手やったん違うか

なと思います。

もう一つ、追加費用が発生する、一番安い価格で落として追加費用をどんどん求めていくて、結局一番最低価格の人が一番高くついたみたいなことが全国的にも発生しています。これに対しても、聞いたら昔は役場で現場確認、業者さんを集めて現場を確認してもらうという現場説明会というのをやっていたということを聞いていますけれども、それも談合防止のためになくなってから、いつの間にかというのは多分事件の後になくなってから、それ以降、別に新しい対策がされていないということを聞いていますけれども、ほかの自治体の事例を見ると、例えば、これはやっているかもしれないけれども、契約書に追加費用は原則認めないという文言を一言加えるであるとか、業者さんが入札に参加する前に現地調査というのを義務づける、写真も含めて、どういう調査をちゃんとしてきたのかという報告も求めるというところもございます。そういうことを写真つきの現地調査報告書というのを出してもらうことで、追加費用、実はここ知らんかったというのを防げるのかなとある程度は思います。

以前ほんまにひどい話やったのが、今、新しい方もいらっしゃるので言っておくと、かなん桜小学校の統合のときの工事のときに、トイレを新しくするというのは分かっているのに、元のトイレの解体というのが入ってなくて、それも追加費用の金額の中に入っていたというような本当にひどいことをしているので、今の例えば最低制限価格を出すという方針が変わらないのであれば、せめてほかの方法も制度としてもう少し強化していくべきかなと思いまして、以前、3年、4年前ぐらいに、やっぱり入札制度はおかしいし、入札制度の案件が出るたびに議会と行政がわあっとなっておかしい、おかしいとなっていた事態があったから、一回見直ししますということを言ってもらったんですね、部長に。結局、見直した結果、何も変わらんかったということもあって、南部長のときに。なので、見直さないという結論がもう既に出てるのであれば、新しくできることはやっていく必要があるかと思うんですけども、今申し上げた2点、3点についてどう思いますか、見解をお願いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、今3点ぐらいご質問いただいたかと思うんですけども、ちょっと抜けていたらまたご指摘いただきたいと思います。

追加費用等のことございますけれども、そこは今、実施設計をして金額を決めておりま

すけれども、全然見えない部分というか、例えば、大きく言えばアスベストなんかの話もありますけれども、そういうようなところはめくってみないと分からないというようなところも実際あります。そこで設計にないような大きな変更等は、あるかも分からないというところはあります。

あと、現場とかの調査を行って写真等を提出させるとかいうお話がございましたが、そういうような取組をされている自治体があるか分からなわけですけれども、ちょっと私が調べた段階では、この近隣とかではそのような調査はされていないというところでございました。

昔、現場説明会をされて、現説というようなやり方、それから入札、応札というようなことは、もう平成17年4月の段階でそのやり方を廃止はしております。今のようなやり方でございます。

何か工夫をというところでございます。この形が完璧なものであるとは思っておりません。今後も他自治体とかをいろいろ勉強しながら、いい形でまたつくり上げていくものだと思っておりますので、今の段階では今のやり方が適切ではないかと判断しておりますけれども、今後はいろんなまた変更等も考える必要はあるかとは思っております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

当然、やってみないと分からないところがあるというのはよく分かるんですけども、それでは説明がつかないぐらい追加費用というのをとにかく求めていくというのが、全国的に業者さんの中の常識的な手法になっているようなので、やはり現地調査を義務づけるということもあるということを見たので、そういう手法を倣ってほしいなと思います。

中川議員もおっしゃっていたんですけども、やっぱり今回、金額とその内訳、しかもその内訳は町からメニューを提示して金額を入れてもらうということだけでは、業者選定、ほんまにこの業者さんがちゃんとやってくれるのかどうかというのが、保証できない部分があるかなと思うんですね。やっぱり地元の業者さんが少し有利になるとか、中川議員も今おっしゃっていた技術力があるであるとか、そういうことも評価基準にやつたらいいのに、今回やらなかつた。それを実績とかを求めたり技術力とかを求めるときもあるけれども、今回やらなかつたという理由はどこにあったんですか。解体するだけやからか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

確認申請書というのがございまして、事前に入札するときに提出していただいております。そこで、この業者さんの実績等も審査させていただいております。かなり大きな工事等も経験されているというところも含まれて、最終はこの業者に決定しております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

あとは、いつもこの入札制度はおかしい、おかしいといったときに、やっぱり談合と、職員さんと業者との癒着、キックバックというところが話の中心に行政側がなるんですね。もちろんそれは十分に警戒していかないといけない点ではあるんですけども、今、業者と職員の方が実際に入札の期間中に話をするというようなことは、オンライン、文章を通してでしかやっていないというような話もあって、業者さんと職員がそんなに頻繁に仲よくするということは多分ないんですね、仕組み上やっているので。なので、それだけではなくて、住民さんがやっぱりこういう入札をやってこれになっているというのが分かりやすいように、制度も整えていってほしいなと思います。

もう100%工事はくじ引というのは、やっぱりちょっとよくはないんじゃないかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

一応最低制限価格での制度というところで、公共工事などの入札におきましては、工事の品質確保や適正な価格の設定を目的としております。発注者が事前に設定する最低価格を下回ったり、入札を無効とする制度なんですね。それについては、制度自体はおかしくないと思っていますし、今回、最低制限価格で同額であつたらくじで行うというのは、もう河南町だけではございませんで、最低制限価格でこのような形を取られている、近隣でも8市町村がそのやり方をやっておりまして、過去からしたらちょっと増えております。大阪府下でも、このやり方を取り入れているところも少しずつまた増えているという状況でございますので、この形が今の段階では間違っているというふうには感じておりません。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○9番（力武清）

議会運営委員会のときにもちょっと質問させていただいたんですけども、アスベストの含有の有無の調査は事前に行われたものなのか、それがこの入札に反映もされているのか、まずお聞きしたいと思います。

それと、もう一つは、2軒民家がありますけれども、民家に対する照会というか説明会が、工期が約8か月ぐらい、今日採決されてから来年の3月まで工期が長いですね。その間の現地への対応はどうされるのか、まず2つお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

アスベストの関係でございますが、事前にこの3棟の建物の中で26か所の部分をアスベストの調査は行っております。その額につきましても、この予定価格の中には含まれております。

あと、近隣の住民の方というところですけれども、一番近いところはこの派出所とかにはなりますけれども、こちらのほうは工事前と工事着手後というところで調査をまたさせていただく。お住まいは1軒だけがお住まいをされておりますけれども、こちらのほうにもお声がけはしていくような予定になっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

もう一つは、給食センターがありますよね。工事期間中の給食の配達業務に支障は来さないようには是非お願いをしたいと思うんですけども、もう一つは、バスが今待機を5台されていますけれども、議会運営委員会のときの説明では、旧の公民館跡地を利用するということを言われていましたけれども、5台を対応できるスペースがあるのかというたらちょっと疑問になるんですけども、そのあたりはどうですか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

旧公民館跡地と旧中央保育園の園庭等も今検討をしているところでございます。

あと、5台がございますけれども、日中は3台が動いておりまして、2台が予備車というところで、日中ほぼ止まっているのは3台です。夜になったら5台というところはありますけれども、その辺はまだちょっと検討しているところもございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○9番（力武清）

バスの問題もさることながら、日中の工事期間中の給食センター、給食の配送対応も、ちょっとアスベストがあるということを前提で考えたならば、そういう注意をやっぱりしておかないと、中学校も横にありますし、そのあたりの対応は是非十分にしていただきたいと思うんですけども、その辺の対応はどうですか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

アスベストの除去方法については、厚生労働省や環境省の通達がございまして、それに従いまして取り除いていくという方針を取っていきます。ですので、旧庁舎別館でしたら手ばらしというか、アスベストを取り除いてから除去工事というふうに計画しております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本臨時会議に付された事件は全て議了しました。

ここで、町長より本臨時会議の閉議に際し、挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和7年河南町議会7月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご提案をさせていただきました案件に対し、慎重審議の上、ご可決を賜りまして、ありがとうございます。

議員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、今後の町政運営に努めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

連日、報道等で、過去最高の気温というような報道もあって、熱中症アラートがばんばん出ている状況でございますけれども、議員の皆様におかれましては、お体に十分ご留意いただきまして活躍されんことを祈念いたしまして、閉議のご挨拶、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議の会議において字句等の修正がありましたら、議長において修正します。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和7年河南町議会7月臨時会議を閉議とします。

本日は大変お疲れさまでした。

午前11時18分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（2番）

署名議員（3番）

